

# 目 次

<b>I 全日制及び定時制課程</b>	3
<b>【特色選抜試験】</b>	3
<b>(I) A方式</b>	3
第1 募 集	3
第2 出 願	4
第3 学力検査等	5
第4 面 接	6
第5 選 抜	6
第6 そ の 他	7
<b>(II) B方式（スポーツ推進指定校枠、芸術推進指定校枠）</b>	8
第1 募 集	8
第2 出 願	10
第3 学力検査等	11
第4 面 接	11
第5 選 抜	11
第6 そ の 他	12
<b>【中高一貫併設型選抜】</b>	13
<b>【一般選抜試験】（太良高等学校全県募集枠以外）</b>	14
第1 募 集	14
第2 出 願	14
第3 志願の変更	16
第4 学力検査等	17
第5 面 接	18
第6 選 抜	19
第7 そ の 他	20
<b>【一般選抜試験 太良高等学校全県募集枠】</b>	21
<b>【第二次募集】</b>	23
<b>(I) 全日制課程</b>	23
<b>(II) 定時制課程</b>	24
<b>II 通信制課程</b>	26
<b>III 選抜実施細目</b>	27
第1 出願関係書類	27
第2 諸書類の作成要領	27
<b>IV 受検者への情報提供</b>	31
<b>V 県外からの入学志願者の取扱い</b>	32
<b>VI 海外からの入学志願者の取扱い</b>	34
第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い	34
第2 海外帰国生徒等志願者に対する特例措置	35
<b>VII その他</b>	36
第1 所属学区変更志願者の取扱い	36
第2 県外の公立高等学校への入学志願者の取扱い	37
第3 その他の事情がある場合	37
<b>【様 式】 入学願書等様式</b>	(1)～(51)
(付表1) 平成28年度佐賀県立高等学校募集学科・住所一覧	(付1)
(付表2) 平成28年度佐賀県立高等学校入学者選抜関係日程表	(付2)
(付表3) 高等学校長から県教育委員会へのファクシミリ報告事項	(付3)
(付表4) 平成28年度佐賀県立高等学校生徒募集定員	(付4)
(付表5) 平成28年度佐賀県立高等学校入学者選抜概要	(付5)

平成 2 8 年度

**佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項**

平成 2 8 年度佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）入学者の選抜はこの要項の定めるところによる。

# I 全日制及び定時制課程

第一次募集では、特色選抜試験、中高一貫併設型選抜及び一般選抜試験を実施する。

## 【特色選抜試験】

特色選抜試験は全日制課程において実施する。ただし、太良高等学校全県募集枠を除く。

### (I) A方式

#### 第1 募 集

#### 1 応募資格

高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)に該当するものとする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成28年3月修了見込みの者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
  - ① 外国において、学校教育における9年相当の課程を修了した者（平成28年3月修了見込みの者を含む。）
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成28年3月修了見込みの者を含む。）
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ その他佐賀県教育委員会が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ① 保護者\*及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者
  - ② 保護者\*及び志願者が住所を入学日までに、他の都道府県（以下「県外」という。）又は海外から佐賀県内に変更する者で、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者で、「V 県外からの入学志願者の取扱い」（32ページ）又は「VI 海外からの入学志願者の取扱い」（34ページ）のいずれかにより、佐賀県教育委員会の許可を受けた者
  - ③ 上記①、②以外の者で、「V 県外からの入学志願者の取扱い」、「VI 海外からの入学志願者の取扱い」のいずれかにより佐賀県教育委員会の許可を受けた者

◇ 保護者\*とは、親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。

注1) 上記(3)①～⑤、(4)②、③に該当するかどうかについては、必ず本県教育委員会に問い合わせること。

注2) 上記(3)⑤とは、38ページ **第3 その他の事情がある場合** に記している「高等学校入学資格認定試験」の合格者をさす。

#### 2 募集人員

募集人員は、佐賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が別に定める募集定員をもとに付表5のとおりとする。

## 第 2 出 願

### 1 出願期間

- (1) 出願期間は、平成28年2月1日（月）及び2月2日（火）とする。
- (2) 受付時間は、2月1日（月）は9時～14時、2月2日（火）は9時～12時とする。
- (3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし出願期間の2月2日（火）12時までに必着のこと。

### 2 出願方法

- (1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和57年佐賀県教育委員会規則第8号）（40ページ）の定めるところに従って出願しなければならない。
- (2) 出願は、1人につき1校1学科、1選抜方法に限る。また、特色選抜試験B方式との併願は認めない。
- (3) 出願後は、志願変更を認めない。（同一校内の学科の志願変更も認めない。また、選抜方式及び選抜方法の変更も認めない。）
- (4) くくり募集\*を実施する次の高等学校に出願する場合は、いずれも「商業科」として出願すること。

鳥栖商業高等学校（商業科と流通経済科を一括して募集）

唐津商業高等学校（商業科と会計科を一括して募集）

鹿島実業高等学校（商業科と情報処理科を一括して募集）

◇ くくり募集\*とは、全日制で専門教育を主とする学科のうち、農業、工業及び商業に関する学科で、それぞれに属する2つ以上の関連する小学科を一括して募集することをいう。

### 3 出願手続

- (1) 志願者は、在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を經由して次に掲げる書類（以下「出願書類」という。）に**入学者選抜手数料2,100円**を添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合は、志願先高等学校長に直接提出すること。
  - ① **入学願書** **㊦**（様式1）（志望学科の第2、第3希望は認めないので、志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。また、塩田工業高等学校においては4学科のうちから1学科を記入すること。）
  - ② **写真**（様式2）（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影したものを写真台紙に貼ること。）
  - ③ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証する書類**
  - ④ 所属学区以外の高等学校（以下「所属学区外高等学校」という。）への志願者のうち、所属学区変更許可を受けた者にあつては、県教育委員会の発行する**所属学区変更許可書**（様式18）
  - ⑤ 県外からの志願者にあつては、県教育委員会の発行する**県外からの入学志願許可書**（様式20）
  - ⑥ 海外帰国生徒等特例措置の適用を受けた志願者にあつては、県教育委員会の発行する**帰国生徒等特例措置適用許可書**（様式23）
  - ⑦ 海外帰国生徒等で特例措置の適用を受けない志願者にあつては、県教育委員会の発行

する帰国生徒等受検資格証明書（様式22）

- (2) 志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については、自己申告書（様式6）を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、当該中学校長は自己申告書に係る副申書（様式7）を添付すること。

- (3) 志願者のうち、病気・けが等やむを得ない事情で体育実技の一部又は全部が受検できない方については、体育実技免除願（様式8）を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、体育実技免除願は、志願者及び保護者が記入し、他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、当該中学校長は、体育実技免除願に係る副申書（様式9）を添付するものとする。

- (4) 中学校長は、(1)～(3)に規定する出願書類、入学者選抜手数料、志願者ごとの平成28年度佐賀県立高等学校入学志願者調査書（様式3）1部（以下「調査書」という。）及び志願先高等学校の所属学区外にある中学校にあっては、所属学区外高等学校志願者一覧表（様式5）を出願期間内に志願先高等学校長に提出すること。ただし、所属学区変更の許可を受けた者を除いた数とする。

調査書の作成に当たっては、次のことに留意する。

- ① 平成28年1月15日（金）現在で作成すること。
  - ② 「各教科の学習の記録」のうち、各学年の評定は、必修教科については5段階評定で記入すること。
  - ③ 志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。
- (5) 中学校長は、第3学年全員（学級別・番号順）の成績一覧表（様式15）及び行動の記録一覧表（様式16）を平成28年2月2日（火）までに志願先高等学校長に提出すること。
- (6) 中学校長は、(4)の出願関係書類の作成に当たっては、当該中学校教員をもって委員会を構成して審議し、その審議については、特に厳正、公平を期すること。
- (7) 高等学校長は、(1)、(2)、(3)、(4)の出願関係書類及び入学者選抜手数料を受理したときは、受検票（様式4）を交付する。この場合において、いったん受理した出願関係書類及び入学者選抜手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- (8) 出願関係書類の作成については、この要項に定めるもののほか必要な事項は、「Ⅲ 選抜実施細目 **第2 諸書類の作成要領**」(27ページ)によるものとする。

#### 4 志願者数の報告等

高等学校長は、志願者数を平成28年2月2日（火）12時～12時30分に、志願者数報告（様式24-1）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。

県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

### 第3 学力検査等

#### 1 学力検査要領

- (1) 学力検査は、県教育委員会が作成した問題によって行う。なお、実技を伴う教科の学力検査を行うことがある。

各高等学校における受検教科及び配点は付表5のとおりとする。

- (2) 検査場における学力検査実施の責任者は、当該高等学校の校長とする。
- (3) 志願者は、その志願先高等学校で定めた検査場において、定められた時間割に従って、必要な教科を受検するものとする。
- (4) 学力検査の期日は、平成28年2月9日(火)とし、学力検査及び面接等の時間割は、次のとおりとする。

第 1 限	第 2 限	第 3 限	昼休み	第 4 限
9:00 ～ 9:50	10:10 ～11:00	11:20 ～12:10	12:10 ～ 13:00	13:00 ～

- (5) 学力検査の採点は、県教育委員会が示す採点要領に基づいて、当該高等学校長を委員長とし、当該高等学校の教員で組織する採点委員会が行う。

## 2 報告

- (1) 高等学校長は、1(4)の時間割を平成28年1月26日(火)までに**特色選抜試験時間割報告(様式10)**により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 高等学校長は、1(5)の採点委員会の委員氏名を平成28年1月26日(火)までに**採点委員会の委員氏名報告(様式27)**により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 実技検査を実施する高等学校長は、当該高等学校の教職員で組織する**実技検査委員会**を組織し、委員氏名を平成28年1月26日(火)までに**実技検査等委員会の委員氏名報告(様式30)**により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (4) 実技検査を実施する高等学校長は、実技検査による検査の実施状況を平成28年2月19日(金)までに**実技検査等の実施に関する報告(様式32)**により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 第4 面接

### 1 面接要領

- (1) 面接は、平成28年2月9日(火)に、志願先高等学校が定めた面接会場において受検者全員を対象として行う。
- (2) 面接は、当該高等学校が定めた内容によって行う。校長は、その補助機関として当該高等学校の教員で組織する面接委員会を置き、公正、円滑な実施を期するものとする。
- (3) 各高等学校における面接の形態(集団、個人)は、各学校で定める。

### 2 報告等

- (1) 高等学校長は、1(2)の面接委員会の委員氏名を平成28年1月26日(火)までに**面接委員会の委員氏名報告(様式28)**により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 高等学校長は、面接の実施状況を平成28年2月19日(金)までに**面接の実施に関する報告(様式31)**により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 高等学校長は、欠席者数等を平成28年2月9日(火)12時10分～13時に、**入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告(様式26)**により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。また、県教育委員会は、集計後速やかに欠席者数等を発表する。

## 第5 選 抜

### 1 選抜要領

- (1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果等に基づき、次の①～④に留意して、選抜方法ごとに総合的

に審査して行う。

- ① 学力の判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」を十分尊重する。
  - ② 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜のための重要な資料とする。
  - ③ 選抜のための面接結果等の取扱いについては、公平かつ適正を期するものとする。
  - ④ 選抜の基礎資料とする調査書の学習の記録の評定、学力検査等の評価基準は、学校ごとに定める。ただし、選抜資料に占める学力検査の成績の割合は、**50%以上**とする。（付表5）
- (2) 特色選抜試験A方式の所属学区以外からの合格者（所属学区変更許可書を提出して合格した者を除く。）の数は、原則として、選抜方法ごとの募集人員の**100分の20**を超えないものとする。
  - (3) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。
  - (4) 高等学校長は、前号の選抜委員会の委員氏名を**平成28年1月26日（火）**までに**選抜委員会の委員氏名報告（様式29）**により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 2 合格者の発表

- (1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、**平成28年2月16日（火）13時**に志願先高等学校において行う。また、各高等学校のホームページでも合格者の受検番号を掲載する。
- (2) 高等学校長は、**平成28年2月16日（火）**に志願者の選抜結果を**佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式36）**により、中学校長に通知するものとする。  
なお、合格者は、当該年度において全ての県立高等学校の一般選抜試験の出願を認めない。

## 3 入学者選抜結果の報告等

- (1) 高等学校長は、合格者数を**平成28年2月16日（火）13時～13時30分**に**合格者数の報告（様式33）**により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。  
県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。
- (2) 高等学校長は、入学志願者及び合格者の数を**平成28年2月19日（金）**までに**入学志願者及び合格者の報告（様式39）**により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 4 合格しなかった者の取扱い

特色選抜試験A方式で合格しなかった者は、一般選抜試験に出願することができる。出願する場合は、「Ⅰ 全日制及び定時制課程【一般選抜試験】**第2 出願**」（14ページ）及び「Ⅲ 選抜実施細目 **第2 諸書類の作成要領**」（27ページ）に示す出願手続に基づいて、入学者選抜手数料を添えて出願しなければならない。

## 第6 その他

- 1 この要項に定めるもののほか必要な事項は、県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は県教育委員会が別に定める。
- 2 この要項及び1で県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は当該高等学校の選抜実施に係る要項等（面接に係る事項を含む。）を別に定めることができる。
- 3 当該高等学校長が定めた2に係る要項等については、**平成28年1月26日（火）**までに県教育委員会に1部を提出し、関係中学校にも必要な事項について、その内容の周知を図るものとする。

## (Ⅱ) B方式(スポーツ推進指定校枠、芸術推進指定校枠)

### 第1 募 集

#### 1 実施学校、募集人員等

(1) 特色選抜試験B方式のスポーツ推進指定校、及び指定競技等は下表のとおりとする。

学校名(全日制)	指 定 競 技 名	性別	募集人員
鳥 栖 高 等 学 校	体操	女	3 人以内
三 養 基 高 等 学 校	剣道	男女	8 人以内
神 埼 高 等 学 校	サッカー	女	4 人以内
佐 賀 東 高 等 学 校	なぎなた	女	4 人以内
	サッカー	男	8 人以内
	水球	男	5 人以内
	バスケットボール	男	6 人以内
佐 賀 北 高 等 学 校	バレーボール	女	6 人以内
	バスケットボール	男	6 人以内
	陸上競技(トラック・フィールド)	女	5 人以内
小 城 高 等 学 校	柔道	女	2 人以内
唐 津 西 高 等 学 校	ヨット	男女	4 人以内
巖 木 高 等 学 校	アーチェリー	男女	4 人以内
白 石 高 等 学 校	陸上競技(長距離)	男女	10 人以内
	剣道	女	4 人以内
牛 津 高 等 学 校	ソフトボール	男	5 人以内
	なぎなた	女	4 人以内
高 志 館 高 等 学 校	アーチェリー	男女	4 人以内
	ボクシング	男	3 人以内
鳥 栖 工 業 高 等 学 校	陸上競技(長距離)	男	6 人以内
	体操	男	3 人以内
	陸上競技(トラック・フィールド)	男	4 人以内
	レスリング	男	6 人以内
佐 賀 工 業 高 等 学 校	ラグビーフットボール	男	15 人以内
		女	3 人以内
	陸上競技(トラック・フィールド)	男	5 人以内
	柔道	男	5 人以内
有 田 工 業 高 等 学 校	ウエイトリフティング	男	5 人以内
塩 田 工 業 高 等 学 校	ソフトテニス	男	4 人以内
鳥 栖 商 業 高 等 学 校	バレーボール	女	6 人以内
佐 賀 商 業 高 等 学 校	柔道	男女	7 人以内
	バレーボール	男	6 人以内
	フェンシング	男女	4 人以内
	水泳	男女	6 人以内
	卓球	女	4 人以内



学校名（全日制）	指 定 競 技 名	性別	募集人員
伊万里商業高等学校	ホッケー	男女	8 人以内
鹿島実業高等学校	レスリング	男	3 人以内
	バレーボール	女	6 人以内
	陸上競技（長距離）	女	4 人以内
神埼清明高等学校	新体操	男	5 人以内
	ハンドボール	男女	12 人以内

（計 22 人以内）

※ 性別の欄に「男女」と示している指定競技の人員は、男女を合わせた人数である。

(2) 特色選抜試験 B 方式の芸術推進指定校、及び指定学科等は下表のとおりとする。

学校名（全日制）	指 定 学 科 ・ 分 野 名	募集人員
佐賀北高等学校	芸術科・音楽	4 人以内
	芸術科・美術	8 人以内
	芸術科・書道	4 人以内
有田工業高等学校	セラミック科	6 人以内
	デザイン科	8 人以内
唐津青翔高等学校	総合学科芸術系列・美術	3 人以内

（計 33 人以内）

## 2 応募資格

特色選抜試験 B 方式のスポーツ推進指定校枠及び芸術推進指定校枠の志願者の資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかであって、(4)及び(5)に該当するものとする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成27年3月に卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を平成27年3月に修了した者又は平成28年3月修了見込みの者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
  - ① 外国において、学校教育における9年相当の課程を修了した者（平成28年3月修了見込みの者を含む。）
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成28年3月修了見込みの者を含む。）
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ その他県教育委員会が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（3ページ参照）
- (4) 志願者及び保護者の住所については、特色選抜試験 A 方式の **第 1 募集** 1 応募資格 (4) (3 ページ) に準ずるものとする。
- (5) 次の条件①～③を満たす者
  - ① 当該学校、学科に対する適性、興味及び関心を有する者であること。
  - ② 当該スポーツ推進指定校枠又は芸術推進指定校枠を志望する明確な動機を有する者であること。

- ③ 入学後、当該スポーツ推進指定校の競技又は芸術推進指定校の学科等の分野で活動できる者であること。

## 第 2 出 願

### 1 出願期間

- (1) 出願期間は、平成28年2月1日（月）及び2月2日（火）とする。
- (2) 受付時間は、2月1日（月）は9時～14時、2月2日（火）は9時～12時とする。
- (3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし、出願期間の2月2日（火）12時までまでに必着のこと。

### 2 出願方法

- (1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則(40ページ)の定めるところに従って出願しなければならない。
- (2) 出願は、1人につき1校1学科に限る。また、特色選抜試験A方式との併願は、認めない。
- (3) 出願後は、志願変更を認めない。（同一校内の学科の志願変更も認めない。）
- (4) くくり募集を行う学校については、特色選抜試験A方式に準ずるものとする。

### 3 出願手続

- (1) 志願者は、在学（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を經由して次に掲げる書類（以下「出願書類」という。）に**入学者選抜手数料2,100円**を添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合、志願先高等学校長に直接提出すること。

- ① **入学願書**（甲）（様式1）（志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。また、塩田工業高等学校においては、4学科のうちから1学科を記入すること。）
- ② **写真**（様式2）（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影したものを写真台紙に貼ること。）
- ③ **実績評価表**（様式11又は12）（運動競技又は芸術分野の活動歴、入賞歴等を申告し、出身中学校長が証明したもの。ただし、出身中学校がない場合、保護者が記載したものでよい。）
- ④ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証する書類**
- ⑤ 県外からの志願者にあつては、**県教育委員会の発行する県外からの入学志願許可書**（様式20）
- ⑥ 海外帰国生徒等特例措置の適用を受けた志願者にあつては、**県教育委員会の発行する帰国生徒等特例措置適用許可書**（様式23）
- ⑦ 海外帰国生徒等で特例措置の適用を受けない志願者にあつては、**県教育委員会の発行する帰国生徒等受検資格証明書**（様式22）

- (2) 志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については、**自己申告書**（様式6）を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、当該中学校長は、**自己申告書に係る副申書**（様式7）を添付すること。

- (3) 志願者のうち、病気・けが等やむを得ない事情で体育実技の一部又は全部が受検できない者については、**体育実技免除願**（様式8）を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、体育実技免除願は、志願者及び保護者が記入し、他の出願書類とともに提出する。  
また、その提出に当たっては、当該中学校長は、**体育実技免除願に係る副申書（様式9）**を添付すること。

- (4) 中学校長、高等学校長の提出書類、手続等は、特色選抜試験A方式の**第2出願 3出願手続**(4)～(8)に準ずるものとする。ただし、中学校長は、**所属学区外高等学校志願者一覧表（様式5）**については提出する必要はない。

#### 4 志願者数の報告等

高等学校長は、志願者数を平成28年2月2日（火）12時～12時30分に、志願者数報告（様式24-2,3）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。

県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

### 第3 学力検査等

#### 1 学力検査要領

- (1) 学力検査は、県教育委員会が作成した問題によって行う。  
なお、必ず関係競技・分野等に関連する実技を含む。  
各高等学校における受検教科及び配点は、**付表5**のとおりとする。
- (2) 検査場における学力検査実施の責任者は、当該高等学校の校長とする。
- (3) 志願者は、その志願先高等学校で定めた検査場において、定められた時間割に従って、必要な教科を受検するものとする。
- (4) 学力検査の期日、学力検査及び面接等の時間割は、特色選抜試験A方式に準ずるものとする。
- (5) 学力検査の採点は、特色選抜試験A方式に準ずるものとする。

#### 2 報告

高等学校長が行う報告事項は、特色選抜試験A方式の**第3 学力検査等**の**2 報告**に準ずるものとする。

### 第4 面接

特色選抜試験A方式に準ずるものとする。ただし、面接の形態は個人面接を行うこととする。

### 第5 選抜

#### 1 選抜要領

- (1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、実績評価表及び面接の結果等に基づき、次の①～④に留意して、指定競技・分野ごとに総合的に審査して行う。
- ① 学力の判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」を十分尊重する。
  - ② 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜のための重要な資料とする。
  - ③ 選抜のための面接結果等の取扱いについては、公平かつ適正を期するものとする。
  - ④ 選抜の基礎資料とする調査書の学習の記録の評定、学力検査等の評価基準は学校ごとに定める。ただし、選抜資料に占める学力検査の成績の割合は、**50%以上**とする。

(付表5)

(2) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。

(3) 高等学校長は、前号の選抜委員会の委員氏名を平成28年1月26日(火)までに**選抜委員会の委員氏名報告(様式29)**により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 2 合格者の発表

特色選抜試験A方式に準ずるものとする。

## 3 入学者選抜結果の報告等

特色選抜試験A方式に準ずるものとする。ただし、合格者数の報告は**様式34**及び**様式35**によること。

## 4 合格しなかった者の取扱い

特色選抜試験A方式に準ずるものとする。

第6 その他
--------

特色選抜試験A方式に準ずるものとする。

## 【中高一貫併設型選抜】

### 1 実施校等

- (1) 併設型中高一貫教育を行う高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における選抜の実施校、学科及び対象とする中学校（以下「併設型中学校」という。）は、次のとおりとする。

併設型高等学校名	学 科 名	併設型中学校名
鳥栖高等学校	普 通 科	香楠中学校
致遠館高等学校	普 通 科	致遠館中学校
	理 数 科	
唐津東高等学校	普 通 科	唐津東中学校
武雄高等学校	普 通 科	武雄青陵中学校

- (2) 併設型中学校の3年生の生徒は、平成27年12月上旬の当該併設型高等学校が定める期日までに、当該併設型高等学校長に入学願又は入学辞退届を提出しなければならない。入学願及び入学辞退届の様式は、各併設型高等学校で定めるものとする。
- ① 入学願を提出した者については、当該併設型高等学校への入学に際して、入学者選抜を行わない。また、他の高等学校の入学者選抜に出願することはできない。
- ② 入学辞退届を提出した者については、特色選抜試験を除き、県立高等学校へ出願することができる。ただし、当該年度において当該併設型高等学校へ出願することはできない。
- (3) 併設型高等学校における特色選抜試験の募集人員は別に定める。（付表5）
- また、一般選抜試験の募集人員は、募集定員から当該併設型中学校からの入学内定者数及び特色選抜試験における合格者数を差し引いた人数とする。

### 2 報告及び発表

- (1) 併設型高等学校長は、当該併設型中学校から各学科への入学予定者数を平成27年12月7日（月）15時までに併設型中学校からの入学予定者数の報告（様式47）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 併設型高等学校長は、平成28年2月16日（火）に当該併設型中学校から各学科への入学予定者に入学内定通知書（様式48）を交付する。
- (3) 併設型高等学校長は、当該併設型中学校から各学科への入学内定者数を平成28年2月16日（火）13時～13時30分に、併設型中学校からの入学内定者数の報告（様式49）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。
- 県教育委員会は、集計後速やかに入学内定者数を発表する。

### 3 選抜

上記1(3)に係る併設型高等学校の募集人員に対する入学者選抜については、Ⅰ 全日制及び定時制課程【特色選抜試験】、【一般選抜試験】及び【第二次募集】の規定による。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

## 【一般選抜試験】（太良高等学校全県募集枠以外）

一般選抜試験は、全日制課程及び定時制課程において実施する。

### 第 1 募 集

#### 1 応募資格

##### (1) 全日制課程

一般選抜試験で全日制課程の高等学校（太良高等学校全県募集枠を除く。）に志願することができる者は、特色選抜試験 A 方式の「1 応募資格」（3ページ）に準ずるものとする。

##### (2) 定時制課程

一般選抜試験で定時制課程の高等学校に志願することができる者は、特色選抜試験 A 方式の「1 応募資格」（3ページ）の(1)～(3)のいずれかを満たすものとする。

なお、定時制課程の高等学校については、県外及び海外からも出願を認める。

これらに該当する場合、県外からの志願については、事前に申請する必要はないが、海外からの志願については、3ページの(3)に係る応募資格を確認するため、「VI 海外からの入学志願者の取扱い」（34ページ）を参照して、事前に申請すること。

#### 2 募集人員

募集人員は、県教育委員会が別に定める募集定員から、特色選抜試験における合格者数及び併設型中学校からの入学内定者数を差し引いた数とする。ただし、定時制課程にあつては、募集定員とする。

### 第 2 出 願

#### 1 出願期間

(1) 出願期間は、平成28年2月23日（火）及び2月24日（水）とする。

(2) 受付時間は、2月23日（火）は9時～14時、2月24日（水）は9時～12時とする。

(3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし、出願期間の2月24日（水）12時までに必着のこと。

#### 2 出願方法

(1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（40ページ）の定めるところに従って出願しなければならない。

(2) 出願は、1人につき1校に限る。

(3) 全日制課程と定時制課程とを併せて出願することはできない。

(4) 2つ以上の学科を置く高等学校への志願者は、出願にあたって、これらの学科について、第3志望まで記入することができる。

ただし、当該高等学校長が別に定める場合は、この限りではない。

(5) くくり募集（4ページ参照）を実施する次の高等学校に出願する場合は、いずれも「商業科」として出願すること。

鳥栖商業高等学校（商業科と流通経済科を一括して募集）

唐津商業高等学校（商業科と会計科を一括して募集）

鹿島実業高等学校（商業科と情報処理科を一括して募集）

(6) 出願後は、志願変更の場合を除き、志望課程、志望学科及び学科の志望順位については、変更することができない。

### 3 出願手続

- (1) 志願者は、在学（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して次に掲げる書類（以下「出願書類」という。）に**入学者選抜手数料**（全日制課程2,100円、定時制課程900円）を添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合は、志願先高等学校長に直接提出すること。

① **入学願書** **甲**(様式1)

志望学科の記入については、次の点に留意すること。

- ・ 第2、第3順位の志望学科がない場合は、志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。
- ・ 唐津商業高等学校の商業科又は会計科への志願者、鹿島実業高等学校の商業科又は情報処理科への志願者、及び鳥栖商業高等学校の商業科又は流通経済科への志願者は、志望学科の欄に「商業科」と記入すること。
- ・ 塩田工業高等学校の情報技術科及び電気科、鳥栖工業高等学校定時制の機械科及び電気科、佐賀工業高等学校定時制の機械科及び電気科、並びに有田工業高等学校定時制セラミック科及びデザイン科への志願者は、志願する学科をそれぞれの欄に記入すること。

② **写真**（様式2）（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影したものを写真台紙に貼ること。）

③ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証明する書類**

④ 所属学区外高等学校への志願者のうち、所属学区変更許可を受けたものにあつては、県教育委員会の発行する**所属学区変更許可書**（様式18）

⑤ 全日制課程への県外からの志願者にあつては、県教育委員会の発行する**県外からの入学志願許可書**（様式20）（なお、定時制課程への県外からの志願者については、様式20を提出する必要はない。）

⑥ 海外帰国生徒等特例措置の適用を受けた志願者にあつては、県教育委員会の発行する**帰国生徒等特例措置適用許可書**（様式23）

⑦ 海外帰国生徒等で特例措置の適用を受けない志願者にあつては、県教育委員会の発行する**帰国生徒等受検資格証明書**（様式22）

- (2) 志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上のものについては、**自己申告書**（様式6）を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、当該中学校長は**自己申告書に係る副申書**（様式7）を添付するものとする。

- (3) 中学校長は、(1)、(2)に規定する**出願書類**、**入学者選抜手数料**、志願者ごとの**調査書**（様式3）1部及び所属学区外高等学校に志願する場合にあつては、**所属学区外高等学校志願者一覧表**（様式5）を出願期間内に志願先高等学校長に提出すること。

調査書の作成に当たっては、次のことに留意すること。

① **平成28年1月15日（金）現在**で作成すること。

② 「各教科の学習の記録」のうち、各学年の評定は、必修教科については**5段階評定**で記入すること。

③ 志望学科の記入については、次の点に留意すること。

- ・ 第2、第3の志望学科がない場合は、志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。

- ・ 唐津商業高等学校の商業科又は会計科への志願者、鹿島実業高等学校の商業科又は情報処理科への志願者、及び鳥栖商業高等学校の商業科又は流通経済科への志願者は、志望学科の欄に「商業科」と記入すること。
  - ・ 塩田工業高等学校の情報技術科及び電気科、鳥栖工業高等学校定時制の機械科及び電気科、佐賀工業高等学校定時制の機械科及び電気科、並びに有田工業高等学校定時制セラミック科及びデザイン科への志願者は、志願する学科をそれぞれの欄に記入すること。
- (4) 中学校長は、第3学年全員（学級別・番号順）の**成績一覧表（様式15）**及び**行動の記録一覧表（様式16）**を平成28年3月2日（水）までに志願先高等学校長に提出すること。  
ただし、特色選抜試験で提出済みの場合は、提出する必要はない。
- (5) 中学校長は、(3)、(4)の出願関係書類の作成に当たっては、当該中学校教員をもって委員会を構成して審議し、その審議については特に厳正、公平を期すること。
- (6) 高等学校長は、(1)、(2)、(3)の出願関係書類及び入学者選抜手数料を受理したときは**受検票（様式4）**を交付する。この場合において、いったん納入された入学者選抜手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。  
なお、出願関係書類も、志願変更の場合を除き返却しない。

#### 4 志願者数の報告等

高等学校長は、志願者数を平成28年2月24日（水）12時～12時30分に、志願者数報告（様式24-1）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。  
県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

### 第3 志願の変更

#### 1 志願の変更

志願者は、志願先高等学校、志望課程、志望学科及び学科の志望順位を1回に限り変更することができる。また、太良高等学校の「全県募集枠」と「西部学区枠」の志願は1回に限り変更することができる。

#### 2 志願変更期日

- (1) 志願先高等学校に志願変更を願い出ることができる期日、受付時間は、平成28年2月29日（月）9時～14時、及び3月1日（火）9時～12時とする。
- (2) 志願変更先高等学校への出願期日、受付時間は、平成28年3月2日（水）9時～12時とする。
- (3) (1)、(2)とも郵送による手続は認めない。

#### 3 志願変更手続

- (1) 志願先高等学校、志望課程、志望学科、学科の志望順位又は太良高等学校の「全県募集枠」と「西部学区枠」を変更しようとする者は、中学校長を経由して志願先高等学校長に**志願変更願（様式13）**、**入学願書（乙）（様式14）**及び先に交付を受けた**受検票**を提出しなければならない。
- (2) 志願変更願を受理した高等学校長は、入学願書（乙）の所定の欄に証明をした後、これを先に提出された出願書類及び調査書などとともに、中学校長に返却しなければならない。
- (3) ① 志願先高等学校を変更する場合  
中学校長は、**返却を受けた出願書類、調査書**（志願校 a 欄を朱線で消し、志願校 b 欄に必要事項を記入する。）と、**入学願書（乙）**（入学願書（甲）の上にとじる。）を志願



変更先高等学校長に提出しなければならない。また、志願変更先高等学校長は、上記の出願関係書類を受理したときは、**受検票（様式4）**を交付する。

② 志願先高等学校が同じ場合

同一高等学校内で志望課程、志望学科、学科の志望順位又は太良高等学校の募集枠を変更する場合は、①に準ずる。

(4) いったん受理した志願変更願の取消し及び変更は認めない。

(5) 志願変更先高等学校への出願の場合には、入学者選抜手数料は添えなくてよい。ただし、入学者選抜手数料を受理した高等学校長は、**入学者選抜手数料納入済通知書（様式44）**を志願変更先高等学校長へ速やかに発行するものとする。

なお、同一高等学校内で志願の変更をする場合は、この手続を必要としない。

(6) 定時制課程から全日制課程へ志願変更する者は、**入学者選抜手数料**として、**1,200円**を添えなければならない。

#### 4 志願変更後の志願者決定数の報告等

高等学校長は、志願変更後の志願者決定数を平成28年3月2日（水）12時～12時30分に、**志願変更後の志願者決定数の報告（様式25）**により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。

県教育委員会は、集計後速やかに志願変更後の志願者決定数を発表する。

## 第4 学力検査等

### 1 学力検査要領

(1) 学力検査は、県教育委員会が作成した問題によって行う。

(2) 検査場における学力検査実施の責任者は、当該高等学校の校長とする。

(3) 志願者は、その志願先高等学校で定めた検査場において、次に掲げる教科を受検するものとする。

① 国語 ② 社会 ③ 数学 ④ 理科 ⑤ 外国語(英語)

(4) 上記の教科に加え、希望する高等学校は、県教育委員会が作成した実技を伴う教科の学力検査（以下「実技検査」という。）を追加して行うことができる。（付表5）

(5) 数学及び英語については、希望する高等学校は追加検査問題を実施することができる。（付表5）

(6) 検査教科の配点は、各教科50点満点とし、数学及び英語の追加問題の配点は、15点満点とする。

(7) 希望する学校は、傾斜配点を実施することができるものとする。（付表5）

(8) 学力検査の期日は、平成28年3月8日（火）及び3月9日（水）とし、時間割は次のとおりとする。ただし、英語及び数学の追加問題（15分）並びに実技検査を実施する場合の時間割は、各高等学校が別に定める。

3月8日（火）	第 1 限	第 2 限	第 3 限
	9:20～10:10	10:30～11:20	11:40～12:30
	国 語	理 科	外国語(英語)
3月9日（水）	第 1 限	第 2 限	
	9:20～10:10	10:30～11:20	
	社 会	数 学	

- (9) 学力検査の採点は、県教育委員会が示す採点要領に基づいて、当該高等学校長を委員長とし、当該高等学校の教員で組織する採点委員会が行う。

## 2 報告等

- (1) 高等学校長は、欠席者数等を平成28年3月8日（火）13時～13時30分、平成28年3月9日（水）11時30分～12時に入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告（様式26）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。  
県教育委員会は、速やかに欠席者数等を発表する。
- (2) 高等学校長は、採点委員会の委員氏名を平成28年3月4日（金）までに採点委員会の委員氏名報告（様式27）により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 実技検査を実施する高等学校長は、当該高等学校の教職員で組織する実技検査等委員会を置き、委員氏名を平成28年3月4日（金）までに実技検査等委員会の委員氏名報告（様式30）により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (4) 実技検査を実施した高等学校長は、実技検査の実施状況を平成28年3月22日（火）までに実技検査等の実施に関する報告（様式32）により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 第 5 面 接

### 1 面接要領

- (1) 面接は、平成28年3月9日（水）の学力検査終了後、志願先高等学校の定めた面接会場において受検者全員を対象として行う。
- (2) 面接は、当該高等学校が定めた内容によって行う。校長は面接を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教員で組織する面接委員会を置き、公正、円滑な実施を期するものとする。

### 2 報告

- (1) 高等学校長は、1(2)の面接委員会の委員氏名を、平成28年3月4日（金）までに面接委員会の委員氏名報告（様式28）により、県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 高等学校長は、面接の実施状況を、平成28年3月22日（火）までに面接の実施に関する報告（様式31）により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 第6 選 抜

### 1 選抜要領

- (1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果等に基づき、次の①～④に留意して、総合的に審査して行う。
  - ① 学力の判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」を十分尊重する。
  - ② 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜のための重要な資料とする。
  - ③ 選抜のための面接結果等の取扱いについては、公平かつ適正を期するものとする。
  - ④ 選抜の基礎資料とする調査書の学習の記録の評定、学力検査等の評価基準は、学校ごとに定める。ただし、全日制課程（太良高等学校全県募集枠を除く。）の選抜資料に占める学力検査の成績の割合は**70%以上**とする。定時制については別途当該高等学校で定める。

なお、希望する高等学校は、傾斜配点を行うことができる。（付表5）

- (2) 所属学区以外からの志願による合格者の数は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（40ページ）の定めるところによる。
- (3) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。
- (4) 高等学校長は、前号の選抜委員会の委員氏名を、**平成28年3月4日（金）**までに**選抜委員会の委員氏名報告（様式29）**により、県教育委員会に報告しなければならない。

### 2 合格者の発表

- (1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、**平成28年3月15日（火）9時**に志願先高等学校において行う。また、各高等学校のホームページでも合格者の受検番号を掲載する。
- (2) 高等学校長は、**平成28年3月15日（火）**に志願者の選抜結果を**佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式36）**により、中学校長に通知する。
- (3) 入学辞退等の事由による欠員補充のための追加合格は、**平成28年3月17日（木）**までとする。また、追加合格を受けた生徒が、第二次募集に志願しており、第二次募集を辞退する場合、当該生徒の在籍する中学校長は、辞退する旨を第二次募集に志願している高等学校長に速やかに連絡すること。

### 3 入学者選抜結果の報告等

- (1) 高等学校長は、合格者の数を**平成28年3月15日（火）10時～10時30分**に**入学者選抜合格者数の報告（様式37）**により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。

県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。
- (2) 高等学校長は、入学志願者及び合格者の数を**平成28年3月22日（火）**までに**入学志願者及び合格者数の報告（様式39）**により、県教育委員会に報告しなければならない。

なお、所属学区以外からの入学志願者及び合格者の数についても、**所属学区外からの入学志願者及び合格者の報告（様式40）**により、報告しなければならない。ただし、所属学区以外からの入学志願者及び合格者の数については、第一次募集（特色選抜試験及び一般選抜試験の合計）について報告しなければならない。
- (3) 高等学校長は、入学辞退者数（特色選抜試験、一般選抜試験別）を**平成28年3月22日（火）**までに**入学辞退者数について（報告）（様式38）**により、県教育委員会に報告しなければならない。

## 第7 その他

- 1 この要項に定めるもののほか必要な事項は、県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。
- 2 この要項及び1で県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は、当該高等学校の選抜実施に係る要項等（面接に係る事項を含む）を別に定めることができる。
- 3 当該高等学校長が定めた2に係る要項等は、平成28年3月4日（金）までに県教育委員会に1部を提出し、関係中学校にも必要な事項について、その内容の周知を図ること。

# 【一般選抜試験 太良高等学校全県募集枠】

## 第 1 募 集

### 1 応募資格

太良高等学校全県募集枠に志願することができる者は、特色選抜試験A方式の「1 応募資格」(3ページ)に準ずる者で、全日制高等学校で学ぶ意欲と能力があり、次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 不登校経験等のある者

中学校での不登校に係る欠席日数及び適応指導教室等への通所等により出席扱いになっている日数の合計が、いずれかの学年で30日以上である者

(2) 発達障害のある者

医療機関等から発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)の診断を受けている者、又は本人及び保護者が発達障害であることを認識している生徒で、中学校長もその傾向があると判断する者

(3) 高等学校を中途退学した者(なお、前籍校の修得単位は原則として太良高等学校の卒業単位として認めない。)

注1) 一般選抜試験の西部学区枠(全県募集枠以外の定員40人)と全県募集枠の併願は、認めない。(志願変更の手続は可能。16ページ)

注2) 太良高等学校全県募集枠選抜においては、上記1 応募資格(2)の項目による受検者に限って、学力検査問題の問題文の漢字(原則として、小学校で学習する漢字を除く。)に、必要に応じてふりがなを付けるなどの特別な配慮をする場合もある。(手続は37ページ)

### 2 募集人員

40人

## 第 2 出 願

### 1 出願期間

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 2 出願方法

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 3 出願手続

(1) 志願者は、中学校長を経由して次に掲げる出願書類に**入学者選抜手数料2,100円**を添えて、高等学校長に提出しなければならない。

① **入学願書(甲)(様式1)**(志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。)備考欄に全県募集枠による受検である旨を記入し、1 応募資格(1)～(3)のいずれかに該当するの明記すること。(※記載例「全県募集枠・(1)不登校経験等のある者」)

② **写真(様式2)**(縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影したものを写真台紙に貼ること。)

③ **自己申告書(様式6)**

自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、当該中学校長は**自己申告書に係る副申書(様式7)**を添付すること。ただし、「1 応募資格(3)高等学校を中途退学した者」に該当する者を除く。

④ 中途退学者については、**前籍校の在籍証明書**

⑤ 発達障害のある者については、**医師の診断書**(必要に応じて提出できるものとする。)

⑥ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証する書類**

⑦ 県外、海外からの志願者にあつては、【**一般選抜試験**】**第2 出願** 3 出願手続(1)⑤～⑦に準ずるものとする。

(2) 中学校長は、(1)に規定する**出願書類**、**入学者選抜手数料**、志願者ごとの**調査書**（様式3）**1部**を出願期間内に高等学校長に提出しなければならない。なお、調査書の作成については、一般選抜試験に準ずるものとする。

#### 4 志願者数の報告等

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 第3 志願の変更

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 第4 学力検査等

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 第5 面接

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 第6 選 抜

#### 1 選抜要領

(1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果等に基づき、次の①～③に留意し、総合的に審査して行う。

なお、選抜の基礎資料とする学力検査、面接等の評価基準は別に定める。（付表5）

① 太良高等学校で学習したいという生徒の意欲を重視する。

② 受検教科のうち高得点3教科を傾斜配点とし、さらに面接を重視して評価する。

③ 調査書の出欠の記録と各教科の学習の記録については評価の対象としない。

(2) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。

(3) 高等学校長は、前号の選抜委員会の委員氏名を、平成28年3月4日（金）までに**選抜委員会の委員氏名報告**（様式29）により、県教育委員会に報告しなければならない。

#### 2 合格者の発表

一般選抜試験に準ずるものとする。

#### 3 入学者選抜結果の報告等

一般選抜試験に準ずるものとする。

### 第7 そ の 他

一般選抜試験に準ずるものとする。

## 【第二次募集】

一般選抜試験実施後、入学予定者が募集定員に達しない高等学校について、県教育委員会が第二次募集を行うことが必要であると認めたとときに実施する。

県教育委員会は平成28年3月15日（火）に第二次募集の実施校を発表する。

### （Ⅰ）全日制課程

#### 1 応募資格

第二次募集で全日制課程に志願できる者は、一般選抜試験に応募した者で合格しなかった者に限る。

#### 2 出願期間

- (1) 出願期間は、平成28年3月16日（水）及び3月17日（木）とする。
- (2) 受付時間は、9時～14時とし、原則として郵送による出願は認めない。

#### 3 出願方法

- (1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（40ページ）の定めるところに従って出願しなければならない。
- (2) 出願は、一人につき1校に限る。また、出願後は、志願変更を認めない。

#### 4 出願手続

- (1) 志願者は、中学校長を経由して、一般選抜試験出願証明書（様式17）を他の出願書類に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。  
（一般選抜試験出願証明書は、一般選抜試験受検先高等学校長が中学校長の交付願を受けて作成するものとする。交付願は2部提出し、1部は一般選抜試験受検先高等学校の控えとすること。）

また、交付願を受けた一般選抜試験受検先の高等学校長は志願者の学力検査の結果を証明したものと一般選抜試験出願証明書を厳封して交付すること。

なお、県外からの志願者にあつては、中学校長を通して県教育委員会に問い合わせること。

- (2) その他の事項については、【一般選抜試験】第2出願に準ずるものとする。ただし、既にその高等学校の同じ課程に出願した者が第二次募集に応募するときは、入学願書①及び入学者選抜手数料（2,100円）のみを提出するものとする。

#### 5 志願者数の報告

高等学校長は、志願者数を平成28年3月17日（木）14時～14時30分に、志願者数報告（様式24-1）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。

県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

#### 6 選抜

- (1) 当該年度の一般選抜試験の学力検査の結果、作文及び面接等の結果と調査書その他必要な書類に基づいて選抜する。
- (2) 作文及び面接等を実施する期日は、平成28年3月22日（火）とし、日程の細部については、志願先高等学校長が定めるものとする。  
作文の内容等については、当該高等学校長は県教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- (3) 高等学校長は、採点、面接、選抜等の各委員会の委員氏名を所定の様式（様式27～29）により、平成28年3月18日（金）までに県教育委員会に報告しなければならない。
- (4) 高等学校長は、欠席者数等を平成28年3月22日（火）13時～13時30分に、入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告（様式26）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。県教育委員会は集計後速やかに欠席者数等を発表する。

#### 7 合格者の発表等

- (1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、平成28年3月24日（木）9時に志願先高等学校において行う。また、入学者選抜の結果は、各高等学校のホームページでも合格者の受検番号を掲載する。

- (2) 高等学校長は、志願者の選抜結果を佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式36）により中学校長に通知する。
- (3) 高等学校長は、合格者の数を平成28年3月24日（木）10時～10時30分に、入学者選抜合格者数の報告（様式37）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。
- (4) 合格発表後、欠員補充のための追加合格は行わない。
- (5) その他の事項については、【一般選抜試験】 **第6選抜** に準ずるものとする。

## 8 入学者選抜結果の報告

高等学校長は、平成28年3月30日（水）までに、入学志願者及び合格者の数を入学志願者及び合格者の報告（様式39）により、また、面接の実施状況を面接の実施に関する報告（様式31）により県教育委員会に報告しなければならない。なお、所属学区以外からの入学志願者及び合格者の数についても、所属学区外からの入学志願者及び合格者の報告（様式40）により、報告しなければならない。

## （Ⅱ）定時制課程

### 1 応募資格

第二次募集で定時制課程に志願することができる者は、特色選抜試験A方式の「1 応募資格」（3ページ）の(1)、(2)及び(3)のいずれかを満たすもので、出願時において、県立高等学校に合格していないものに限る。

### 2 出願

- (1) 出願期間は、全日制課程の第二次募集に準ずるものとする。
- (2) 出願手続その他については、（Ⅰ）全日制課程「4 出願手続」に準ずるものとする。ただし、一般選抜試験に出願した者については、志願者は中学校長を経由して、一般選抜試験出願証明書（様式17）を他の出願書類に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

また、既にその高等学校の同じ課程に出願した者が第二次募集に応募するときは、入学願書<sup>㊦</sup>及び入学者選抜手数料（900円）のみを提出するものとする。

### 3 志願者数の報告

（Ⅰ）全日制課程「5 志願者数の報告」に準ずるものとする。

### 4 選抜

- (1) 当該年度の一般選抜試験の学力検査の結果、作文及び面接の結果と調査書その他必要な書類に基づいて選抜する。
- (2) 作文及び面接を実施する期日は、平成28年3月22日（火）とし、日程の細部については、志願先高等学校長が定めるものとする。作文の内容等については、当該高等学校長が県教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- (3) 高等学校長は、欠席者数等を平成28年3月22日（火）13時～13時30分に、入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告（様式26）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。県教育委員会は、集計後速やかに欠席者数等を発表する。

### 5 合格者の発表等

- (1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、平成28年3月24日（木）9時に志願先高等学校において行う。また、各高等学校のホームページでも合格者の受検番号を掲載する。
- (2) 高等学校長は、志願者の選抜結果を佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式36）により中学校長に通知する。
- (3) 高等学校長は、合格者の数を平成28年3月24日（木）10時～10時30分に、入学者選抜合格者数の報告（様式37）により、ファクシミリで県教育委員会に報告しなければならない。



県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。

(4) 特別の事情により、第二次募集に応募できなかった者があるときは、高等学校長は平成28年3月28日（月）までに県教育委員会の承認を得て入学を許可することができる。

なお、選抜は、「4 選抜」の(1)によって行う。

(5) その他の事項については、(I) 全日制課程 「6 選抜」に準ずるものとする。

## 6 入学者選抜結果の報告

高等学校長は、入学志願者及び合格者の数を平成28年3月30日（水）までに入学志願者及び合格者の報告（様式39）により、また、面接の実施状況を面接の実施に関する報告（様式31）により県教育委員会に報告しなければならない。

## (Ⅲ) その他

- 1 この要項に定めるもののほか必要な事項は、県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。
- 2 この要項及び1で県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は、当該高等学校の選抜実施に係る要項等(面接に係る事項を含む)を別に定めることができる。
- 3 当該高等学校長が定めた2に係る要項等は、平成28年3月18日（金）までに県教育委員会に1部を提出し、関係中学校にも必要な事項について、その内容の周知を図ること。

## Ⅱ 通信制課程

### 1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者及び中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成28年3月修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者)

### 2 出願期間

- (1) 出願期間は、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
  - ① 前期は平成28年3月2日(水)から3月16日(水)までとする。  
ただし、保護者や本人の転勤、本人の就職、第二次募集不合格等の特別な理由で3月16日(水)までに願書の提出ができなかった場合は、窓口受付、郵送とも3月25日(金)17時までに必着とする。
  - ② 後期は平成28年8月25日(木)から9月1日(木)までとする。
- (2) 受付時間は、9時～17時とする。
- (3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし、出願期間最終日の17時までに必着とする。

### 3 出願手続

志願者は、次の書類に**入学者選抜手数料50円(郵送による出願の場合は定額小為替)**及び**返信用封筒(205円切手を貼ったもの)**を添えて提出すること。

なお、出願に必要な書類は、次の(1)～(5)とし、(1)及び(2)については、**佐賀県立佐賀北高等学校通信制課程**において交付する。

- (1) **入学願書**(所定の用紙)
- (2) **最終学校の調査書**(所定の用紙)
  - ① 各教科の学習の記録の評定は、各学年とも5段階評定により記入すること。
  - ② 所定の用紙による調査書を提出することができないときは、最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書で代えることができる。
- (3) **写真4枚**(縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影したもの。)うち1枚は入学願書に貼ること。
- (4) **志願者の住民票抄本**(本籍、続柄を省略したもの)
- (5) **作文**(1,200字以上、400字詰め原稿用紙に書くこと。)

### 4 出願先

佐賀県立佐賀北高等学校通信制課程事務室

〒840-0851 佐賀市天祐二丁目6番1号 電話(0952)23-2203、29-4189

### 5 選抜

書類(作文を含む。)によって選考するが、面接を実施することもある。

### 6 合格者の発表

前期合格者には**平成28年3月31日(木)**までに、後期合格者には**平成28年9月14日(水)**までに、合格通知書を本人に送付し、不合格者には、その旨を本人に通知する。

### 7 入学者選抜結果の報告

高等学校長は、志願者、受検者及び合格者の数を、前期については**平成28年4月8日(金)**までに、後期については**平成28年9月23日(金)**までに、**志願者、合格者等の報告(様式45)**により、県教育委員会に報告しなければならない。

### 8 入学者等の報告

高等学校長は、入学者及び転編入学者の数を、前期については**平成28年4月12日(火)**までに、後期については**平成28年10月4日(火)**までに、**入学者、転編入学者等の報告(様式46)**により、県教育委員会に報告しなければならない。

### Ⅲ 選抜実施細目

#### 第1 出願関係書類

- 1 入学願書(甲)(様式1)、写真台紙(様式2)及び受検票(様式4)は所定のものを用い、その他の出願関係書類は所定の様式によること。ただし、入学願書(甲)(様式1)は様式のコピーも可とする。
- 2 前記の書類のうち、受検票を除いた出願関係書類の交付及び様式の提示は、教育事務所、又は支所を通じて行う。ただし、県外からの志願者については佐賀県教育庁学校教育課(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)で行う。郵送希望の場合は、一人につきレターパック又は返信用封筒(A4判が入る角2号封筒、宛名記載、郵送料1人分600円、ただし速達の場合は980円切手貼付)を添えて請求すること。

#### 第2 諸書類の作成要領

##### 1 入学願書(甲)(様式1)

###### (1) 作成上の注意

- ① 入学願書は、所定のもの(又はコピーしたもの)を用い、保護者(成年の志願者においては本人。以下同じ。)が記入すること。ただし、学級担任が保護者に代わって記入する場合は、保護者との連絡を密にして正確を期すこと。
- ② 数字は算用数字を用い、ペン書き(ボールペンも可)、左横書きとする。
- ③ 記入を訂正した場合、その訂正箇所二本線を引き、保護者の印を押すこと。

###### (2) 記入方法

- ① 特色選抜試験A方式・特色選抜試験B方式・一般選抜試験・第二次募集のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- ② 上欄左の□の中には所属学区以外の高等学校への志願者に限り「学区外」と朱書すること。
- ③ 上欄右の○の中には志願先を変更したときに限り、先に志願した高等学校で「変」と朱書すること。

###### ④ 中学校名等の欄

- ア 学校名は、例えば「天山中学校」の場合「天山」のように記入すること。
- イ 学歴は、平成28年3月卒業見込みの者は28.3卒見込の文字を○で囲み、過年度卒の場合は卒業した年を記入し、28.3卒見込の文字を二本線で消すこと。
- ウ 組名は、その学校で使用しているものを記入すること。
- エ 志願者氏名及び現住所は、住民票及び生徒指導要録のとおりとすること。

###### ⑤ 志願者の性別の欄は、男、女のいずれかを記入すること。

###### ⑥ 志望課程は、志望する課程名のいずれかを○で囲むこと。志望学科の記入については、次の点に留意すること。

- ・ 第2、第3の志望学科がない場合は、志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。
- ・ 唐津商業高等学校の商業科又は会計科への志願者、鹿島実業高等学校の商業科又は情報処理科への志願者、及び鳥栖商業高等学校の商業科又は流通経済科への志願者は、志望学科の欄に「商業科」と記入すること。

選抜方法または競技・芸術分野の欄は、A方式では選抜方法、B方式では指定競技・

芸術分野の名称を記入すること。特に区別がない場合は、斜線を引くこと。

- ⑦ 保護者の欄は、現住所が志願者と同じ場合は「志願者と同じ」と記入すること。
- ⑧ 備考欄は、参考事項があれば簡明に記入し、なければ斜線を引くこと。
- ⑨ 中学校長は、記入について十分確かめたうえで、その職印を押すこと。
- ⑩ 校長が証明する年月日については、記入日より早くならないようにすること。

## 2 平成28年度佐賀県立高等学校入学志願者調査書（様式3）

### (1) 作成上の注意

- ① ワープロやパソコンでの作成は可能である。その際、罫線や文字の大きさはなるべく様式に近づけること。
- ② 用紙は、A4判2枚として作成すること。
- ③ 数字は、算用数字を用い、左横書きとする。
- ④ 記入を訂正した場合は、その訂正箇所二本線を引き、記入責任者の印を押すこと。

### (2) 記入方法

- ① 調査書は、平成28年1月15日（金）現在で作成すること。
- ② 志願者氏名は、住民票及び生徒指導要録のとおりとし、入学願書の記入と相違しないよう留意すること。
- ③ 性別は、男、女のいずれかを記入すること。
- ④ 卒業等の欄の記入は、入学願書（甲）に準じて行うこと。
- ⑤ 志願校 a の欄の志望課程は、該当する文字を○で囲むこと。志望学科の記入については、次の点に留意すること。
  - ・ 第2、第3順位の志望学科がない場合は、志望学科の第2、第3の欄に斜線を引くこと。
  - ・ 唐津商業高等学校の商業科又は会計科への志願者、鹿島実業高等学校の商業科又は情報処理科への志願者、及び鳥栖商業高等学校の商業科又は流通経済科への志願者は、志望学科の欄に「商業科」と記入すること。
  - ・ 志願校 b の欄は、志願変更の場合のみ記入し、変更がない場合は、空欄としておくこと。
- ⑥ 「出欠の記録」は、生徒指導要録に準拠して記入し、第3学年については、平成27年4月1日から平成28年1月15日までの欠席日数を記入する。長期欠席（連続10日以上又は欠席総数30日以上）の場合は、その理由を記入すること。
- ⑦ 「受検上配慮すべき事項」の欄には、受検上特に身体等について配慮を求める事項があれば記入すること。該当がない場合は斜線を引くこと。
- ⑧ 特別活動の記録及び行動の記録
  - ア 「特別活動の記録」の欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事の活動状況についてその趣旨に照らし、十分満足できる状況にあると判断される場合は○印を記入し、特記すべき事項を事実及び所見欄に記入すること。また、空欄になる場合は、▪印を記入すること。
  - イ 「行動の記録」の欄には、生徒指導要録に準拠して、第3学年について掲げられた項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を記入すること。また、空欄になる場合は、▪印を記入すること。
  - ウ 「学校内外での活動・部活動等の記録」の欄には、3年間を通じた行動の記録の特記事項や読書活動、ボランティア活動、善行、表彰などの事実及び特技について特記すべき事項を記入すること。また、部活動等について、郡、市、県内等の各種大会で優秀な成績をおさめた事実や顕著な功績を上げた事実があった場合もこの欄に記入すること。

⑨ 各教科の学習の記録

- ア 第1学年及び第2学年の評定は、生徒指導要録から転記すること。
- イ 評定は絶対評価を用い、必修教科については、すべて**5段階評定**で記入すること。
- ウ 「観点別学習状況」の欄は、「十分満足できると判断されるもの」を**A**、「おおむね満足できると判断されるもの」を**B**、「努力を要すると判断されるもの」を**C**として、**3段階評定**とするが、記入に当たっては、**B**は、**▪**印とすること。
- エ 選択教科については教科名を記入し、評定は教科の特性を考慮して設定された目標に照らし、「十分満足できると判断されるもの」を**A**、「おおむね満足できると判断されるもの」を**B**、「努力を要すると判断されるもの」を**C**として、**3段階評定**とするが、記入に当たっては、**B**は、**▪**印とすること。
- オ 「総合的な学習の時間に関する記録」の欄には、必ず「総合的な学習の時間」における生徒の活動状況を具体的に記入すること。
- カ 「学習に関する特記事項」の欄には、「必修教科」及び「選択教科」の特記すべき事項について記入すること。

⑩ 記入責任者職氏名は、調査書に直接記入した教職員の職氏名を記入し捺印すること。

⑪ 校長氏名は、正確に記入し、職印を確実に押すこと。

⑫ 次の場合は、調査書としての有効性を認めないので、特に留意すること。

ア 校長及び記入責任者の捺印がない場合

イ 記入を要する箇所が空欄である場合

⑬ 高等学校長は、記載事項が不明又は疑わしいときは、中学校長に対して再提出を求めることができる。

⑭ 平成22年3月までの卒業生については、「志願者」、「志望校」の欄のみを記入する。

3 成績一覧表及び行動の記録一覧表（様式15、16）

- (1) 平成28年1月15日（金）現在で作成すること。
- (2) 成績一覧表は、3年次在籍者全員について、学級別・番号順に1～3年次分の評定すべてを記入すること。
- (3) 行動の記録一覧表については、当該校の第3学年分について記入すること。
- (4) 成績一覧表及び行動の記録一覧表は、いずれも、全日制、定時制別に提出すること。
- (5) 過年度卒業生が志願する際、出身中学校の当該年度の学年成績一覧表及び行動の記録一覧表が既に志願先高等学校に提出されている場合又は卒業後3年を経過した者（平成24年3月以前の卒業生）が志願する場合は、学年成績一覧表及び行動の記録一覧表の提出の必要はない。
- (6) 用紙の大きさは、いずれも**A4判**とすること。
- (7) 高等学校長は、過年度卒業の志願者のうち、出身中学校から成績一覧表の送付を受けなかった者（卒業後3年を経過した者）の氏名一覧表（**様式42**）を、特色選抜試験については**平成28年2月5日（金）**までに、一般選抜試験については**平成28年3月4日（金）**までに県教育委員会に提出すること。
- (8) 県外からの志願者については、当該県の様式（但し様式15に準じるもの）で提出する場合も含め、成績一覧表の該当する生徒の番号を赤○で囲むこと。また、行動の記録一覧表については、佐賀県様式のもので作成することを原則とする。

#### 4 写真台紙（様式2）

- (1) 受検番号は、高等学校において記入すること。
- (2) 写真は、所定の場所に確実に貼り付けること。

#### 5 受検票（様式4）

- (1) 所定の欄に明瞭に高等学校の校印を押すこと。
- (2) 受検番号及び志願者氏名は、高等学校で記入すること。
- (3) 入学者選抜手数料領収印は、委任出納員の印を押すこと。

#### 6 志願変更の場合

- (1) 志願変更願（様式13）（用紙の大きさは、A4判）
  - ① 志望課程の欄には、全日制、定時制の別を記入すること。
  - ② その他の記入要領は、入学願書（甲）に準ずること。
  - ③ ※印のところは、受け付けた高等学校で記入すること。
  - ④ この用紙は、「様式13」により中学校で作成すること。
  - ⑤ 記入事項のうち、志望課程、志望学科、受検番号、変更先高等学校名を訂正したものは、無効とする。
  - ⑥ ⑤以外の箇所の訂正部分については、保護者印を押すこと。
  - ⑦ 高等学校は志願変更受付簿（様式43）を作成し志願変更願とともに保存しておくこと。
  - ⑧ 太良高等学校の「全県募集枠」と「西部学区枠」の間の変更については、志願変更願の備考欄に募集枠の変更について記入すること。
- (2) 入学願書（乙）（様式14）
  - ① 記入事項については、入学願書（甲）に準じて行うこと。
  - ② この用紙は、「様式14」により中学校で作成すること。用紙の大きさは、A4判とすること。
  - ③ 高等学校長は、変更内容が変更願と一致しているかどうかを確かめたうえ証明し、志願変更受付簿と契印を押すこと。
- (3) 調査書
  - ① 志願変更が受け付けられ調査書が返却された場合は、志願校bの欄に必要事項を記入すること。記入に当たっては、志願校aの欄に準ずること。
  - ② 志願校aの欄は、朱線で消すこと。
- (4) 受検票  
志願変更先の高等学校長は、受検票の交付において、新たに入学者選抜手数料の納入の必要のない者については、切取線以下の入学者選抜手数料領収の部分の朱線で消しておくこと。
- (5) 写真台紙
  - ① 先に受理した高等学校長は、受検番号の上欄を朱線で消し返却すること。
  - ② 受検番号の下欄は、志願変更先の高等学校長が記入すること。

#### 7 第二次募集の場合

- (1) 入学願書（甲）の作成に当たっては、「Ⅲ 選抜実施細目」**第2 諸書類の作成要領** 1 入学願書（甲）」に準ずるが、同一高等学校に再出願するときは、備考欄に第一次出願時の受検番号を記入すること。
- (2) 中学校長は、「Ⅰ 全日制及び定時制課程【一般選抜試験】」**第2 出願** 3(4)」の規定にかかわらず、既に出願先高等学校長に第一次募集で所定の書類を提出している場合は、再度提出する必要はない。

## IV 受検者への情報提供

各高等学校は、受検者に対し、学力検査の得点に関する情報を提供する。

### 1 情報提供の内容

平成28年度佐賀県立高等学校入学者選抜（特色選抜試験及び一般選抜試験）学力検査における受検者本人の教科別得点（付表5）

### 2 情報の提供を受けることができる者

上記学力検査の受検者本人

### 3 情報提供期間及び時間

#### (1) 特色選抜試験（A方式、B方式とも）

期 間	時 間
平成28年2月16日（火）から平成28年2月22日（月）まで	13時～17時
平成28年2月20日（土）	9時～12時
平成28年3月15日（火）から平成28年3月22日（火）まで	9時～17時

ただし、3月15日（火）は合格者発表後とし、2月20日（土）以外の土曜日・日曜日・祝日を除く。

#### (2) 一般選抜試験

期 間	時 間
平成28年3月15日（火）から平成28年3月22日（火）まで	9時～17時

ただし、3月15日（火）は合格者発表後とし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

### 4 情報提供場所

学力検査を受検した県立高等学校

### 5 情報提供時に必要なもの

受検票又は生徒手帳、健康保険証等本人であることが確認できる書類

### 6 情報提供の方法

上記書類と写真台紙の双方により本人を確認した後、直ちに資料を提供する。

なお、電話又は郵送による受領請求は、受け付けない。

### 7 情報提供件数の報告

高等学校長は、平成28年3月31日（木）までに情報提供の件数を情報提供件数の報告（様式51）により、報告しなければならない。

## V 県外からの入学志願者の取扱い

### 1 対象者

次の(1)～(5)のいずれかに該当する者。ただし、提出書類等については、別に定める。また、(2)を適用する中学校等についても、別に定める。

また、住所を有する都道府県の公立高等学校等の受検をしないことを証明できること。

- (1) 保護者\*及び志願者が佐賀県外に住所を有しているが、入学日までに佐賀県内に住所を有する見込みが確実な者
- (2) 保護者\*及び志願者が隣接県に住所を有しているが、地理的条件のためその県内の高等学校に通学することが特に困難である者
- (3) 保護者\*及び志願者が佐賀県外に住所を有しているが、その県内に志願する学科が設置されていないため、佐賀県内の高等学校に志願を希望する者  
ただし、この志願要件によって許可する学科は、以下のとおりとする。  
デザイン科、セラミック科（有田工業高等学校）及び森林工学科（伊万里農林高等学校）
- (4) 保護者\*が佐賀県内に住所を有しているが、志願者は佐賀県外の中学校を卒業若しくは平成28年3月卒業見込みの者、又は佐賀県外の中等教育学校の前期課程を修了若しくは平成28年3月修了見込みの者。ただし、志願者が佐賀県内に住所を有している場合は、佐賀県外の中学校を卒業若しくは卒業見込みの場合であっても、本取扱いによらず志願できる。
- (5) その他特別の事情がある者

◇ 保護者\*とは、親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として、教育長が認める者をいう。

### 2 申請手続

県外からの入学志願許可を願い出る者は、次に掲げる書類を県教育委員会あて、特色選抜試験、一般選抜試験ともに、平成28年1月4日（月）から1月13日（水）【必着】までに提出しなければならない。別途、必要な書類の提出を求める場合があるので、必ず事前に県教育委員会に連絡すること。

なお、特色選抜試験、一般選抜試験の両方とも受検する意旨がある場合であっても、期間内に1回許可申請をすればよい。ただし、定時制・通信制課程への志願者については、この手続を要しない。

- (1) 県外からの入学志願許可願書（様式20）
  - ① 入学志願許可願書（様式20）をコピーして用いること。（大きさA4判）
  - ② 3通提出すること。ただし、特色選抜試験又は一般選抜試験の一方のみ受検する場合は、2通でよい。（1通は原本、他はコピーしたもので可。コピー後に押印すること。）
  - ③ 志願の理由は具体的にかつ明確に記載すること。
- (2) 保護者\*と本人を含む住民票謄本（本籍、続柄を省略したもの）1通
- (3) 保護者\*及び志願者が入学日までに佐賀県内に住所を有する見込みが確実な者にあつては、そのことを証明する書類。
- (4) 保護者\*が県内に住所を有しない志願者にあつては、身元引受人に関する申立書（様式50）1通
- (5) 返信用封筒（簡易書留392円、ただし速達簡易書留の場合は672円切手貼付、宛名記載）1通

### 3 書類の請求及び提出

- (1) 県外からの入学志願許可願書等の請求



請求先 佐賀県教育庁学校教育課（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

（注）郵送を希望する場合は、レターパック又は返信用封筒（A4判が入る角2号封筒、宛名記載、**郵送料1人分600円**、ただし速達の場合は**980円**切手貼付）を添えて請求すること。

(2) 県外からの入学志願許可願書等の提出

提出先 佐賀県教育庁学校教育課（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

#### 4 県外からの入学志願許可書の交付

県外からの入学志願許可書は、平成28年1月21日（木）までに、これを発送する。なお、許可書を受けた者は、第二次募集への応募を認めることもあるが、出願前に必ず県教育委員会に問い合わせること。

#### 5 出願

県内志願者に同じ。（4ページ、10ページ、14ページ及び21ページ **第2出願** 参照）

なお、上記1に掲げる対象者のうち、(1)、(4)又は(5)に該当する者で、**県外からの入学志願許可書**の交付を受けた者は、許可書に記された高等学校以外へも出願できる。

（注）受検票の郵送を希望する場合は、郵送料（簡易書留392円、ただし速達簡易書留の場合は672円切手貼付）付き封筒（宛名記載）を添えて出願すること。

#### 6 志願の特例

上記1の(1)に該当する者のうち、保護者の転勤等特別の事情があつて上記2に示す期間に県外からの入学志願許可願書を提出できなかった者については、下記のとおりとする。

(1) 許可願書の提出期間及び提出先

県外からの入学志願許可願書及び添付書類を、平成28年2月1日（月）から2月24日（水）**[必着]**までに、県教育委員会あて提出すること。

(2) 許可書の発送

県教育委員会が許可したときは、平成28年2月26日（金）までに許可書を発送する。

(3) 出願

① 出願期間は、平成28年2月29日（月）から3月2日（水）までとする。

② 受付時間は、2月29日（月）と3月1日（火）は9時～14時、3月2日（水）は9時～12時とする。

③ 出願手続については、「5 出願」に準ずる。

## VI 海外からの入学志願者の取扱い

### 第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い

#### 1 受検資格

海外帰国生徒等で高等学校を受検できる者は、3ページの1 応募資格(1)～(3)のいずれかを満たす者であり、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、海外の学校に在学又は卒業した者で、海外帰国生徒等の受検資格証明を願い出るものに限る。

- (1) 帰国後、保護者とともに県内に住所を有している者
- (2) 現在海外に居住している者又は帰国後県外に住所を有している者で、入学日までに保護者とともに県内に住所を有する見込みのある者
- (3) その他特別の事情のある者

#### 2 申請手続

次に掲げる書類を県教育委員会あて、平成28年1月4日(月) から1月8日(金) [必着]までに提出しなければならない。

- (1) 帰国生徒等受検資格証明願書(様式22) (日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は必要ないが、他の証明資料等があれば、提出すること。)
  - ① 帰国生徒等受検資格証明願書(様式22)をコピーして用いること。(大きさA4判)
  - ② 3通提出すること。(2通はコピーしたもので可。コピー後押印すること。)
  - ③ 志願の理由を具体的に備考欄に記載すること。
- (2) 海外在住を証明する書類(在住期間明示のもの) 1通
- (3) 最終学校長の副申書1通(様式21)
- (4) 返信用封筒(国内在住者は、簡易書留392円、ただし、速達簡易書留の場合は672円切手貼付、宛名記載、海外在住者は連絡の上、確認する。) 1通

(注) 県外に住所を有する海外帰国生徒等志願者においては、上記2 申請手続に要する書類のほか、「V 県外からの入学志願者の取扱い」2 申請手続に要する書類のうち、(1)から(4)までを合わせて提出すること。

#### 3 書類の請求及び提出

- (1) 帰国生徒等受検資格証明願書等の請求

請求先 佐賀県教育庁学校教育課(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

(注) 国内郵送を希望する場合は、レターパック又は返信用封筒(A4判が入る角2号封筒、宛名記載、郵送料1人分600円、ただし速達の場合は980円切手貼付)を添えて請求すること。

海外郵送を希望する場合は、連絡の上、料金の確認をする。

- (2) 帰国生徒等受検資格証明願書等の提出

提出先 佐賀県教育庁学校教育課(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

#### 4 証明書の発送

県教育委員会が証明したときは、平成28年1月14日(木)までに証明書を発送する。

#### 5 出願

志願者は、通常の出願関係書類に県教育委員会の発行した帰国生徒等受検資格証明書(様式

22) を添付し、志願先高等学校長に提出する。

ただし、県外からの志願者については、県教育委員会の発行した県外からの入学志願許可書を含め、「V 県外からの入学志願者の取扱い」5 出願に準ずる。

## 6 志願の特例

上記1 受検資格を有する者のうち、保護者の転勤等特別の事情があつて上記2 申請手続に示す期間に申請ができなかったものについては、「V 県外からの入学志願者の取扱い」6 志願の特例に準ずる。

## 第2 海外帰国生徒等志願者に対する特例措置

### 1 対象者

対象者については、**第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い** 1 受検資格 を有する者で、次の条件A又は条件Bのいずれかに該当する者とする。申請があつた場合は、県教育委員会で審査し、決定する。

条件A：「帰国生徒及び外国人生徒等で、帰国後小学校4年生以上の学年に編入学した者、又は帰国時に既に学齢を超過していたため、我が国の小・中学校に編入できなかった者で、平成21年2月1日以降に帰国した者」

条件B：「海外に引き続き2年6月以上在留し、かつ、平成26年2月1日以降に帰国した者」

### 2 特例措置の内容

#### (1) 特色選抜試験の学力検査に関する特例

##### ① 学力検査の延長

学力検査時間を国語は25分、社会、数学、理科、英語及び家庭はそれぞれ15分延長し、その時間割は別に定める。

##### ② 学力検査問題の漢字のふりがな

学力検査問題の問題文の漢字（原則として、小学校で学習する漢字を除く。）について、必要に応じてふりがなを付けるものとする。

#### (2) 一般選抜試験の学力検査に関する特例

##### ① 受検教科 国語、数学、英語

##### ② 学力検査の延長

学力検査時間を国語は25分、数学及び英語はそれぞれ15分延長し、その時間割は別に定める。

##### ③ 学力検査問題の漢字のふりがな

学力検査問題の問題文の漢字（原則として、小学校で学習する漢字を除く。）について、必要に応じてふりがなを付けるものとする。

(注) ただし、上記の条件Bに該当する者であっても、海外の在留期間において、日本語を修得するのに大きな支障がないと判断される者については、【特例措置の内容】の(1)の①、②の措置及び(2)の②、③の措置は認めない。

### 3 申請手続

海外帰国生徒等特例措置の適用許可を願い出る者は、次に掲げる書類を県教育委員会あて、平成28年1月4日（月）から1月8日（金）【必着】までに提出しなければならない。

#### (1) 帰国生徒等特例措置適用許可願書（様式23）（A 4判）

① 帰国生徒等特例措置適用許可願書（様式23）をコピーして用いること。

- ② 3通提出すること。（2通はコピーしたもので可。コピー後押印すること。）
  - ③ 志願の理由を具体的に備考欄に記載すること。
  - (2) 海外在住を証明する書類（在住期間明示のもの）1通
  - (3) 最終学校長の副申書1通（様式21）
  - (4) 返信用封筒（国内在住者は、簡易書留392円、ただし、速達簡易書留の場合は672円切手貼付、宛名記載、海外在住者は連絡の上、料金の確認をする。）1通
- （注） 県外に住所を有している海外帰国生徒等志願者においては、上記 3 申請手続に要する書類のほか、「V 県外からの入学志願者の取扱い」2 申請手続 に要する書類のうち (1)～(4)までを合わせて提出すること。

#### 4 書類の請求及び提出

書類の請求及び提出先は、第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い 3 書類の請求及び提出に準ずる。

#### 5 許可書の発送

県教育委員会が許可したときは、平成28年1月14日（木）までに許可書を発送する。

#### 6 出願

特例措置の適用を受けた志願者にあつては、通常の出願関係書類に県教育委員会の発行した帰国生徒等特例措置適用許可書（様式23）を添付し、志願先高等学校長に提出する。

ただし、県外からの志願者については、県教育委員会の発行した県外からの入学志願許可書を含め、「V 県外からの入学志願者の取扱い」5 出願 に準ずる。

#### 7 志願の特例

1 対象者 に該当する者のうち、保護者の転勤等特別の事情があつて上記 3 申請手続 に示す期間に申請ができなかったものについては、「V 県外からの入学志願者の取扱い」6 志願の特例 に準ずる。

## VII その他

### 第1 所属学区変更志願者の取扱い

#### 1 対象者

保護者\*（32ページ参照）及び志願者が、住所を入学日までに所属学区以外の学区に変更する見込みのある者

#### 2 申請手続

所属学区変更許可を願い出る者は、中学校長、教育事務所長又は支所長（以下「教育事務所長等」という）を経由して次に掲げる書類を県教育委員会あて、平成28年1月4日（月）から1月8日（金）[必着]までに提出しなければならない。

- (1) 所属学区変更許可願（様式18）
  - ① 3通提出すること。
  - ② 理由は具体的にかつ明確に記載すること。
- (2) 保護者\*の住民票謄本（本籍、続柄を省略したもの）1通
- (3) 所属学区変更許可願に記載した理由を証明するに足る書類1式
  - ① 所属学区変更許可願の理由欄に記載した事項を理由づけるものであること。
  - ② 証明書などは社会的に信頼するに足るものであること。

### 3 中学校長の対応

- (1) 中学校長は志願者からの提出書類に不備のないことを確かめ、かつ理由の妥当性を検討して、提出された**所属学区変更許可願(様式18)**に中学校長の意見を記載し、**所属学区変更許可願提出者一覧表(様式19)**と合わせて**各2部**を教育事務所長等に送付すること。
- (2) 前項の送付に当たって、許可の願出が佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則(40ページ)第2条第2項に規定する学科に関するものは、送付の必要はない。

### 4 教育事務所長等の対応

教育事務所長等は、中学校長から送付された書類に不備のないことを確かめ、**所属学区変更許可願(様式18)2部**、**所属学区変更許可願提出者一覧表(様式19)1部**を上記期間内に県教育委員会に送付すること。また、送付に当たっては、**3 中学校長の対応(2)**に留意すること。

### 5 許可書の交付

- (1) 県教育委員会が許可したときは**平成28年1月14日(木)**までに許可書を交付する。
- (2) 許可書の交付は、教育事務所長等、中学校長を経由して行う。
- (3) 交付された許可書は、出願の際に添付する。

## 第2 県外の公立高等学校への入学志願者の取扱い

県外の公立高等学校に出願する生徒がいる中学校の校長は、佐賀県立高等学校を志願しないことの証明を求められている場合は、証明書を作成し、提出することができる。ただし、佐賀県教育委員会の承諾書を求められている場合は、事前に佐賀県教育委員会に申請すること。

## 第3 その他の事情がある場合

### 1 高等学校入学資格認定試験について

高等学校入学資格認定試験は以下の要領で実施される。受験を希望する者は、**平成27年12月18日(金)**までに県教育委員会に電話等で問い合わせしておくこと。

- (1) 申込期間 平成28年1月4日(月)から1月6日(水)の9時~16時
- (2) 実施期日 平成28年1月8日(金)
- (3) 場 所 各県立高等学校(申込み、実施とも)

高等学校入学資格認定試験を実施した学校は、その実施報告書を平成28年1月13日(水)までに、報告しなければならない。

### 2 検査場外の受検について

- (1) 病気等の理由により検査場での受検が困難な生徒について、受検する高等学校長が認めれば、当該高等学校の保健室等で受検することもできる。
- (2) 病気や事故などのやむを得ない事情があれば、病院での検査場外受検が認められることもあるが、このことについて、原則として特色選抜試験は平成28年2月4日(木)、一般選抜試験は平成28年3月3日(木)までに、県教育委員会の承認を得なければならない。

### 3 身体等に障害のある志願者への対応について

身体等に障害があるため、受検の際に特別の措置が必要な志願者への対応については、志願者が在籍する中学校長、受検予定先の高等学校長、県教育委員会が協議して決定する。

また、県教育委員会は、高等学校に入学した生徒が、日常的に学校生活に必要な行動の介助を

必要とすると認めた場合、一定の条件の下で生活介助支援員を配置する。

- ※ 以上の項目については、「平成28年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施上の留意事項」に、各中学校・高等学校における対応や手続の方法等を記している。



# 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則

(昭和57年5月24日教育委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の全日制の課程に置かれる普通科（次項第4号及び第5号に掲げるものを除く。）の学区は、別表のとおりとする。

2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。

- (1) 全日制の課程に置かれる専門教育を主とする学科及び総合学科
- (2) 定時制の課程に置かれる学科
- (3) 通信制の課程に置かれる学科
- (4) 佐賀県立太良高等学校全日制課程普通科（全県募集枠に係るものに限る。）
- (5) 特色選抜による入学者選抜（指定校枠に係るものに限る。）

(入学の志願等)

第3条 高等学校に入学（転入学及び編入学を含む。次条第3項において同じ。）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。以下同じ。）の住所の存する市町の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校にそれぞれ志願し、又は在学しなければならない。

(入学の志願の特例)

第3条の2 高等学校に入学しようとする者は、入学しようとする高等学校の学校長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該高等学校の全日制の課程に置かれる普通科の募集定員の数（第2条第2項第4号に規定する学科の募集定員の数、同項第5号に規定する入学者選抜に基づき入学を許可された者の数及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校の在学者で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校の普通科に入学を許可されたものの数を除く。）の100分の20を超えないものとする。

2 前項後段の規定は、高等学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が次の表の左欄に掲げる区域に存するものが、同表の右欄に掲げる高等学校に志願するときは、適用しない。

唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島 及び小川島	東部学区内の高等学校
多久市	佐賀県立厳木高等学校

3 高等学校に入学しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前条の規定にかかわらず、高等学校に志願し、又は在学することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。

(所属学区の変更)

第4条 高等学校に入学しようとする者又は在学する者は、やむを得ない事情のあるときは、所属学区を変更することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。



(勸告)

第5条 高等学校の校長は、この規則に抵触する生徒のあった場合には、本人及びその保護者に対し、すみやかに適宜の措置をとるよう勧告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1、2 (略)

附 則 (平成27年教育委員会規則 第5号)

平成27年5月28日公布

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県高等学校の通学区域に関する規則第3条、第3条の2第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成28年4月1日以後に佐賀県立高等学校に入学しようとする者から適用する。

別 表 (第2条関係)

学 区	区 域	学 区 内 の 高 等 学 校
東部学区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀県立佐賀東高等学校 佐賀県立佐賀西高等学校 佐賀県立佐賀北高等学校 佐賀県立致遠館高等学校 佐賀県立鳥栖高等学校 佐賀県立小城高等学校 佐賀県立神埼高等学校 佐賀県立三養基高等学校
西部学区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町	佐賀県立唐津東高等学校 佐賀県立唐津西高等学校 佐賀県立厳木高等学校 佐賀県立伊万里高等学校 佐賀県立武雄高等学校 佐賀県立鹿島高等学校 佐賀県立白石高等学校 佐賀県立太良高等学校